

譲渡所得等の申告は宇治税務署確定申告会場へ

土地や建物、株式等の「譲渡所得」「贈与税」や「相続税」の申告等は、直接、宇治税務署へお越しください。

※文化センターの会場では受け付けをしていません。

宇治税務署の確定申告会場は、 税務署1階です



●開設期間 2月2日(月)～3月16日(月)(土・日・祝日を除く。ただし、2月22日(日)と3月1日(日)は開設します)。
※2月13日(金)以前は還付申告に限ります。

●受付時間 午前9時～午後5時
※混雑の状況により早めに(午後4時頃)受け付けを終了させていただく場合がありますので、ご了承ください。
※申告会場へお越しになる際には、電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。

還付申告センターをご利用ください

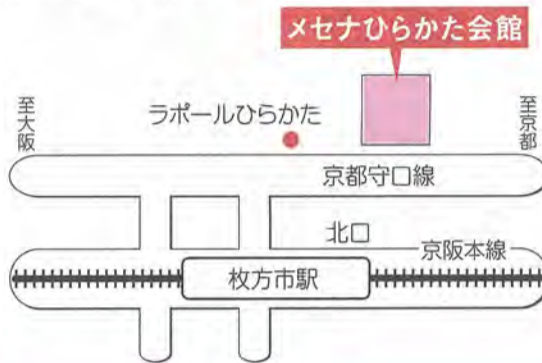
還付申告をされる人の利便を図るため、還付申告センターを開設し、税理士による相談を実施します。
※年末調整済の給与所得者が対象です。住宅の買換え等、譲渡所得のある人は税務署の申告会場で直接申告してください。

■枚方会場 メセナひらかた会館6階(京阪「枚方市駅」北口を出て徒歩5分)

◇開設期間 2月4日(水)～2月13日(金)

※火・土・日・祝日は開設しません。

◇開設時間 午前10時～午後4時



問い合わせ 宇治税務署 ☎0774-44-4141 (自動音声案内に従って電話機を操作してください)

国民健康保険料等の負担を軽減

非自発的失業者の保険料軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険(国保)加入者の保険料を軽減します。対象者は次の①②の要件をいずれも満たす人です(申請必要)。

▽要件 ①離職時点65歳未満 ②雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定された人

▽軽減方法 離職日翌日の属する月から翌年度末の間、失業者の前年給与所得を実際の3割とみなして保険料を算定し、また高額療養費負担限度額等の所得区分の再判定を行います

▽手続き 雇用保険受給資格者証を取得し、国民健康保険証、印かんと共に持参のうえ、国保医療課で手続きをしてください。

【軽減対象期間】
(例1)平成24年3月31日から25年3月30日までで失業した人：離職日翌日の属する月から平成25年度までの保険料と失業月の翌月から平成26年7月までの高額療養費負担限度額等
(例2)平成25年3月31日から26年3月30日までで失業した人：離職日翌日の属する月から平成26年度までの保険料と失業月の翌月から平成27年7月までの高額療養費負担限度額等
(例3)平成26年3月31日から27年3月30日までで失業した人：離職日翌日の属する月から平成27年度までの保険料と失業月の翌月から平成28年7月までの高額療養費負担限度額等

【特定受給資格者・特定理由離職者の確認】
雇用保険受給資格者証に記載されている離職年月日と離職理由(コード)を確認します。

【特定受給資格者・特定理由離職者の確認】
雇用保険受給資格者証に記載されている離職年月日と離職理由(コード)を確認します。

【特定受給資格者・特定理由離職者の確認】
雇用保険受給資格者証に記載されている離職年月日と離職理由(コード)を確認します。

【特定受給資格者・特定理由離職者の確認】
雇用保険受給資格者証に記載されている離職年月日と離職理由(コード)を確認します。

【特定受給資格者・特定理由離職者の確認】
雇用保険受給資格者証に記載されている離職年月日と離職理由(コード)を確認します。

【特定受給資格者・特定理由離職者の確認】
雇用保険受給資格者証に記載されている離職年月日と離職理由(コード)を確認します。

【特定受給資格者・特定理由離職者の確認】
雇用保険受給資格者証に記載されている離職年月日と離職理由(コード)を確認します。

【特定受給資格者・特定理由離職者の確認】
雇用保険受給資格者証に記載されている離職年月日と離職理由(コード)を確認します。

【特定受給資格者・特定理由離職者の確認】
雇用保険受給資格者証に記載されている離職年月日と離職理由(コード)を確認します。

非自発的失業者の要件となる離職理由と離職者コード番号

離職者コード番号	離職理由
11	解雇(コード50の重責解雇を除く)
12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止めによる退職(雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合)
22	雇止めによる退職(雇用期間3年未満、更新明示ありの場合)
23	契約期間満了(雇用期間3年未満、更新明示なし)
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職、退職勧奨
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
33	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が12カ月以上の場合)
34	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が6カ月以上12カ月未満の場合)

※受給期間終了後、雇用保険受給資格者証を破棄されている場合は公共職業安定所(ハローワーク)でご相談ください。

その他の失業者の保険料減免

退職による国保加入者が雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保険料について、所得割の月割額を3割減免します。

▽手続きに必要なもの
国民健康保険証、雇用保険受給資格者証、印かん

受給資格者証、印かん
※失業等により前年より所得が著しく減少する国保加入者も減免の対象となる場合があります。詳しくは、国保医療課までお問い合わせください。

一部負担金の減免等

国保加入者が、医療機関で1カ月に支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

▽承認期間
原則として年間3カ月以内(医師の意見により最大6カ月)
▽要件 ①国保加入者全員の直近3カ月の収入が生活保護基準額に世帯の医療費自己負担限度額を加算した額の1.1倍以内②その他、特に必要と認められた場合
国民健康保険証、給与支払証明書など加入者全員の収入状況等を証明できる書類、通帳、印かん

保険料の納付、お忘れなく!

皆さんに納付していただいた保険料で、各保険制度は成り立っています。保険料は、皆さんが病気やケガをしたときに安心して受診し、必要な治療が受けられる大切な財源です。

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料は納期内に、忘れず納付してください。

安心便利 口座振替の利用を

☆保険料の納付には、安心・確実な口座振替の利用が便利です。

金融機関に納めに行く手間が省けるばかりでなく、納め忘れの心配もありません。

口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)または、金融機関口座届出印を持参いただければ保険料収納課でも申し込みいただけます。

保険料の納付には是非、口座振替をご利用ください。

◆問い合わせ 保険料収納課

費自己負担限度額を加算した額の1.1倍以内②その他、特に必要と認められた場合
国民健康保険証、給与支払証明書など加入者全員の収入状況等を証明できる書類、通帳、印かん

◆問い合わせ 国保医療課

◆問い合わせ 納税課

◆問い合わせ 納税課

が送付され、督促手数料や延滞金が加算されます。

保険料を納付するのに困難な事情がある場合は、そのまま放置せず早めにご相談ください。

また、相談なく滞納すると法令に基づき、滞納処分の対象となりますのでご注意ください。

◆問い合わせ 保険料収納課

◆問い合わせ 納税課

◆問い合わせ 納税課

◆問い合わせ 納税課

◆問い合わせ 納税課

◆問い合わせ 納税課

◆問い合わせ 納税課

◆問い合わせ 納税課

◆問い合わせ 納税課

◆問い合わせ 納税課

◆問い合わせ 納税課

◆問い合わせ 納税課